

2021年5月12日

各位

会社名 大井電気株式会社
 代表者の役職名 取締役社長 石田 甲
 コード番号 6822
 問い合わせ先 経営管理本部長 仁井 克己
 045-433-1361

定款一部変更および役員の変動に関するお知らせ

当社は、2021年3月24日付で開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2021年6月24日開催予定の第97期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することとしております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、第97期定時株主総会に付議する定款一部変更および取締役候補者を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の目的および内容

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。変更の内容は別紙のとおりです。

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月24日(木) 予定
 定款変更の効力発生日 2021年6月24日(木) 予定

2. 監査等委員会設置会社移行に際しての役員の変動

(1) 監査等委員でない取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
石田 甲	代表取締役社長	同左
千葉 敏幸	常務取締役	同左
加藤 一夫	取締役	同左
仁井 克己	取締役	同左
岡本 俊也	取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
藤井 正人	取締役 監査等委員	監査室副室長
保々 雅世	社外取締役 監査等委員	社外取締役
安井 宏樹	社外取締役 監査等委員	—

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	現役職名
佐々木 正光	監査役
本村 健	社外監査役
肝付 正路	補欠監査役

(4) 退任予定監査役

氏名	現役職名
佐藤 徹	社外監査役

以 上

【別紙】

(下線部_が変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p style="text-align: center;">(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(機関)</u></p> <p>第18条 当社は<u>株主総会</u>および<u>取締役</u>のほか、<u>次の機関</u>を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u> <u>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第21条 取締役の<u>解任に係る株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>

(新 設)

(新 設)

第 23 条 (条文省略)

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 (条文省略)

② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 25 条 (条文省略)

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 (現行どおり)

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重大な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(監査等委員会規則)

第 27 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会に置いて定める監査等委員会規則による。

第 28 条 (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を

可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 28 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、報酬等という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 31 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の数)

第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以

可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 31 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、報酬等という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等または支配人その他の使用人であるものを除く。) との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

(削 除)

第 34 条 当社は法令の定める監査役の人数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。

② 補欠者の選任の効力は、選任後最初に開催する定時株主総会の開始のときまでとする。

(監査役の解任)

(削 除)

第 35 条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

(削 除)

第 36 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 監査役の補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(削 除)

(常勤監査役)

(削 除)

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

(削 除)

第 38 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

(削 除)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

(削 除)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

(削 除)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会に

<p><u>において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 43 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第 6 条 会計監査人</p>	<p>第 5 章 会計監査人</p>
<p>第 44 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p>第 34 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>第 48 条～第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 38 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>
<p></p>	<p><u>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役 (監査役であったものを含む。) の、</u></p>
<p></p>	<p><u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を、</u></p>
<p></p>	<p><u>法令の限度において、取締役会の決議によ</u></p>
<p></p>	<p><u>って免除することができる。</u></p>
<p></p>	<p><u>② 第 97 期定時株主総会終結前の監査役</u></p>
<p></p>	<p><u>(監査役であったものを含む。) の行為に関</u></p>
<p></p>	<p><u>する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償を限</u></p>
<p></p>	<p><u>定する契約については、なお従前の定め</u></p>
<p></p>	<p><u>るところによる。</u></p>

以上